

## ○上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準に係る観点・指標

(平成22年3月10日大学評価委員会決定)

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則(平成17年規則第4号)第5条の規定に基づき、上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程評価基準(平成22年学長裁定)に係る観点・指標を次のとおり定める。

### 1 基準第1項関係(設立の理念と目的)

- 1-1-① 理念・目的が、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて明確に定められているか。
- 1-2-① 人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が、教員養成を主たる目的とする既設の修士課程のものと、適切に区別されており、それぞれの性格が明確になっているか。
- 1-3-① 理念・目的が、学内の構成員に周知され、ウェブサイトや大学案内等をつうじて、社会一般に公表されているか。

### 2 基準第2項関係(入学者選抜等)

- 2-1-① 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が公表、周知されているか。
- 2-2-① 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ、機能しているか。
- 2-2-② 入学者選抜が、適切な組織体制により公正に実施されているか。
- 2-3-① 実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える状況になっている場合、これを改善する十分な手立てがとられているか。

### 3 基準第3項関係(教育の課程と方法)

- 3-1-① 教育課程が、次の各号に掲げる事項を踏まえ、体系的に編成されているか。
  - (1) 専門職学位課程の2つの目的・機能(新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の養成並びにスクールリーダーの養成)を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。
  - (2) 共通に開設すべき授業科目の領域の5領域(※)について、それぞれ適切な科目が開設され、履修することが可能なようになっているか。  
※①教育課程の編成・実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導、教育相談に関する領域、④学級経営・学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域
  - (3) 独自に開設するコース(分野)別選択科目が、共通科目の土台の上に、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成にふさわしい科目編成がなされているか。
- 3-2-① 教員の配置、授業内容、授業方法・形態が、次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。
  - (1) 各教員が、それぞれの教育・研究上の業績又は実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。

- (2) 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。
- (3) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。
- (4) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究やワークショップ、実地に調査・試行を行いその成果を発表・討議するフィールドワーク等の適切な教育方法によって行われているか。また、専攻分野に応じて、双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。
- (5) ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。
- (6) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか。
- (7) 教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

3-3-① 学校等における実習が、次の各号を踏まえ、専門職学位課程にふさわしい実習として設定されているか。

- (1) 例えば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。
- (2) 長期間にわたり、教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うようなものになっているか（実習の時期、系統性、内容など）。
- (3) 実習を行うための連携協力校について、適切な学校種等（例えば実習内容に合致した規模や性格、指導者の存在など）及び数が確保され、実習のテーマ、計画、体制、評価等の連携が整えられているか。
- (4) 連携協力校及び附属校等の実習校に対し、実習の目的及び実施方法等、学部実習との差異、専門職学位課程で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力が適切に周知・説明されていて、大学との共通理解が得られているか。
- (5) 連携協力校及び附属校等の実習校に対する配慮（例えば教育研究上の支援の措置等）を適切に行っているか。
- (6) 現職教員学生が現任校で実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。
- (7) 実習の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習内容とを照らし合わせること等、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。
- (8) 免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生など、多

様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。

(9) 学校以外（教育行政機関、教育センターなど）で実習を行う場合、実習設計（内容・方法・評価）や大学側の指導体制が整っているか

3-4-① 履修指導等が、次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。

(1) 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

(2) 夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法を採用する場合、そのための履修や授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。

(3) オフィスアワー等個別の学生指導のための時間が確保されているか。

(4) 履修モデルに対応し、組織的な教育（履修指導）のプロセスが明確になっているか。また一人一人の学生の学修プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。

3-5-① 成績評価が、次の各号に掲げる事項を踏まえたものとなっているか。

(1) 専門職学位課程の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

(2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

#### 4 基準第4項関係（教育の成果・効果）

4-1-① 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、専門職学位課程の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

4-1-② 学生や修了生の教育成果・効果の全般についての概要が把握できているか。

4-1-③ 修了生の修了後の進路状況等の実績や成果から判断して、専門職学位課程の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

4-1-④ 学修の成果を示す課題研究等の内容が、専門職学位課程の目的に照らした内容になっているか。

4-2-① 修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等の結果から判断して、専門職学位課程の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

4-2-② 修了生が、赴任先等での教育研究活動や教育実践課題解決等に貢献できているか。

4-2-③ 修了生が、短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て、成果があったと振り返ることができているか。

#### 5 基準第5項関係（学生への支援体制）

5-1-① 学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう、学習環境や学生生活に関する相談、キャリア支援の体制が整備されているか。

5-1-② 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、

指導，助言が適切に行われているか。その際，現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。

5-1-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，障害のある学生等が考えられる。）への学習支援，生活支援等が適切に行われているか。

5-1-④ 学生へ適切な学修支援が行われているか。その際，現職教員学生と学部卒学生の特性や差異が配慮されているか。

5-1-⑤ 学生に関するハラスメント防止対策等が行われているか。

5-1-⑥ 学生に対するメンタルヘルス支援システムが構築されており，適切に機能しているか。

5-2-① 学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう，経済的支援体制が整備されているか。

## 6 基準第6項関係（教員組織等）

6-1-① 教員組織編制のための基本の方針を有しており，それに基づいた教員組織編制がなされているか。

6-1-② 教職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。

また，それらの教員のうちには，次の各号のいずれかに該当し，かつ，その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が，専攻ごとに平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第1条第1項に定める専攻ごとに置くものとする専任教員の数（以下「必要専任教員数」という。）以上置かれているか。

（1）専攻分野について，教育上又は研究上の業績を有する者

（2）専攻分野について，高度の技術・技能を有する者

（3）専攻分野について，特に優れた知識及び経験を有する者

6-1-③ 教員の過去5年間程度における教育上又は研究上の業績等（教育上の業績とは，例えば教育活動歴，教育上の方法・内容・評価・教材に関する開発・工夫など），各教員がその担当する専門分野について，教育上の経歴・経験及び指導能力を有することを示す資料が，自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

6-1-④ 専任教員のうちには，専攻分野における実務経験を有し，かつ，高度の実務能力を有する者（以下「実務家教員」という。）を含むものとし，おおむね20年以上の実務経験を有する実務家教員が，必要専任教員数のおおむね4割以上に相当する人数置かれているか。

6-1-⑤ 多様な教員の雇用形態（例えば，みなし教員，任期付教員等）を活用して，実践現場の動きを恒常的に導入するような配慮を行っているか。

6-1-⑥ 教育上のコアとして設定されている授業科目については，原則として，専任の教授又は准教授が配置されているか。

6-2-① 専門職学位課程の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば，年齢及び性別構成バランスへの配慮等が考えられる。）が講じられているか。

6-2-② 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，運用されている

- か。特に、教育上の経歴・経験及び指導能力の評価が行われているか。
- 6-2-③ 実務家教員のリクルートの仕組みが明確化・透明化されていて、適切に運用されているか。
  - 6-3-① 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。
  - 6-3-② 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。
  - 6-4-① 専門職学位課程の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。
  - 6-5-① 専任教員の授業負担、学生指導負担に偏りがなく、適切に担当が割り振られているか。
  - 6-5-② 専任教員の授業負担、学生指導負担に対して、適切な配慮（例えば、既設大学院・学部の授業や学生指導などの負担軽減等）がなされているか。

## 7 基準第7項関係（施設・設備等の教育環境）

- 7-1-① 専門職学位課程の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備（例えば、講義室、演習室、実習室、教員室等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 7-1-② 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。
- 7-1-③ 教育現場に即した実践的な研究を行う上で、図書館等において、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他必要な資料が系統的恒常的に整備され、有効に活用されているか。

## 8 基準第8項関係（管理運営等）

- 8-1-① 専門職学位課程の管理運営に関する重要事項を審議する会議（以下「専門職学位課程の管理運営に関する会議」という。）が置かれているか。
- 8-1-② 専門職学位課程の管理運営に関する会議の諸規定が整備されているか。また、諸規定に従って適切に運営され、機能しているか。
- 8-1-③ 専門職学位課程の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、専門職学位課程の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであるか。
- 8-1-④ 管理運営のための組織及び事務体制が、教職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定を行える組織形態となっているか。
- 8-2-① 専門職学位課程における教育活動等を適切に遂行できる財政的配慮（例えば実習巡回経費等の独自の予算措置）が行われているか。
- 8-3-① 教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表する方策（例えば、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等）が行われているか。
- 8-4-① 自己点検・評価や外部評価等の基礎となる情報には、専門職学位課程の目的及び社会的使命を達成するために必要な教育活動及び管理運営業務等に関する内容が、含まれているか。
- 8-4-② 自己点検・評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、それを実施した年から最低5年間、適切な方法で保管されているか。また、

その場合、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管されているか。

## 9 基準第9項関係（教育の質の向上と改善）

- 9-1-① 学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。
- 9-1-② 学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9-1-③ 学外関係者（専門職学位課程の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9-1-④ 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9-2-① 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、専門職学位課程にふさわしい教育内容・教育方法等の継続的改善を行っているか。
- 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、専門職学位課程として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに、実務家教員の理論的な知見の充実、研究者教員の実践的な知見の充実に、それぞれ努めているか。また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

## 10 基準第10項関係（教育委員会及び学校等との連携）

- 10-1-① 教育委員会及び学校等との連携を図る上で専門職学位課程について独自に協議する組織が、管理運営組織体制の中に明確に位置づけられ、整備されているか。
- 10-1-② 上記組織が、恒常的に機能し、適切に運営されており、同組織で議論されたことが、実際に教育活動等の整備・充実・改善にいかされているか。
- 10-1-③ 入学者の確保を図るため、専門職学位課程への現職教員学生の派遣、及び修了者の処遇等について教育委員会と協議しているか。

### 付 記

この観点・指標は、平成22年4月1日から実施する。